

令和7年度事業計画

1 策定基調

我が国の経済は、この30年余の間、バブル崩壊に伴う混乱やデフレ、世界的な金融危機、度重なる自然災害、コロナ禍といった幾多の難局に直面したが、これらを乗り越えてきたところである。

政府は、成長型経済への道筋をつけるため、自然災害への対応を含め、安心・安全の確保を図るとともに、「新しい資本主義」を始めとする経済財政政策の取組みを引き継ぎ、加速・発展させていくこととしている。

こうした状況の中で、「物流革新元年」とした「2024年問題」に引き続き、さらには「2030年問題」への対応を期すため、トラック運送業界の健全化に向けた改正物流法等への対応など、全力で取り組んでいかなければならない。

特に、物流を維持していくために、改正「標準的運賃・標準運送約款」の活用等への周知を徹底するとともに、荷主対策の深度化については、トラック・物流GメンとGメン調査員との緊密な連携を図り、業界の健全化を推し進めることとする。

さらに、燃料高騰対策をはじめ、安心して安全な輸送サービスを提供するために良質な人材を確保するための諸対策に取り組むなど、交通・労災事故防止等の推進を図ることとしている。

また、高速料金の更なる割引など使いやすい道路の実現に取組み、新技術を活用した物流DX及び効率化を鋭意推進することとする。

そして、令和6年能登半島地震や奥能登豪雨災害の経験や教訓を踏まえた必要な体制を確立するとともに、能登半島地震からの復旧・復興に向けた対応など、被災事業者に対する事業の再建支援に当たることとする。

当協会においては、今後のトラック運送事業の進化・発展に向けて、下記に示す諸課題克服と諸活動を積極的に展開していくこととする。

2 重点施策

令和7年度は、次の10項目を重点施策に位置づけ、関係機関と連携を強化して事業計画に基づく諸対策を積極的に推進していく。

- (1) 物流革新に向けた改正物流法等への対応
- (2) 改正「標準的運賃・標準運送約款」の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進及びトラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進
- (3) 燃料高騰対策等の推進及び自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (4) 多様な施策による良質な人材確保対策の推進
- (5) 交通・労災事故の防止及び環境・SDGs対策の推進
- (6) 高速道路通行料金の割引の拡充及び使いやすい道路の実現に向けた諸対策の推進

- (7) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
- (8) 令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けた取り組み及び大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立
- (9) 荷主・消費者等対外広報活動の推進
- (10) 新技術を活用した物流DX及び効率化の推進

3 事業計画

(1) 物流革新に向けた改正物流法等への対応

- (ア) 商慣行の見直しや荷待ち・荷役時間の削減等物流効率化に向けた対応
 - 改正流通業務総合効率化法及び改正貨物自動車運送事業法に基づく、「物流効率化のための取組み」や「書面の交付」等の規制的措置について会員事業者に対して周知徹底と支援を行う。
- (イ) 商慣行の見直しや荷待ち・荷役時間の削減等物流効率化に向けた取組みを促進するため、関係行政機関や関係団体等と連携を図り、着荷主を含む荷主や一般消費者等への理解促進を図るための環境整備を推進する。
- (ウ) 多重下請構造の是正と実運送事業者の適正運賃・料金収受に向けた対応
 - 全ト協と連携し、多重下請け構造の是正に向けた対応にあたりるとともに、実運送事業者の適正な運賃の確保による賃金水準の向上等の実現を図るため、会員事業者の取組みを推進する。
 - 改正貨物自動車運送事業法に基づく実運送体制管理簿、運送利用管理規定の作成等の規制措置について、会員事業者に対し周知徹底を行う。
- (エ) 下請法改正への対応
 - 下請法改正に対応し、改正内容については会員事業者に対して周知徹底を図る。
- (オ) 適正競争の推進等
 - 適正競争を推進するため、貨物自動車運送事業法の改正とそれを担保する特別措置法（新法）の成立に係る対応を行う。
- (カ) 時間外労働の上限規制960時間及び改正改善基準告示の遵守に係る対応
 - 時間外労働の上限規制960時間及び改正改善基準告示の遵守に向け、セミナー等を通じ、会員事業者に対し関係法令や告示について周知徹底を行うなど、遺漏なき対応を図る。
 - 荷主や一般消費者等に対し、広告やリーフレットの配布等により荷主等への理解促進を図るための環境整備を行う。
 - 時間外労働の上限規制や改正改善基準告示への対応状況等について実態を把握する。
- (キ) 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の適確な運営
 - 行政や荷主団体等と連携を図り、引き続き協議会の適確な運営と取引環境・労働時間の改善に向けた対応を図るとともに、協議会における広報活動等の

取り組みを行う。

(ク) 荷主との連携による物流効率化に向けた取り組みの実施

- DX等による物流の効率化・生産性向上を図るため、荷主や荷主団体との意見交換やセミナー等を通じ、荷主とトラック運送事業者による物流効率化に向け、周知・普及を図る。
- ホワイト物流推進運動について、荷主やトラック運送事業者に引き続き周知・促進を図り、生産性向上に向けた取り組みに積極的な対応を図る。

(2) 改正「標準的運賃・標準運送約款」の活用等による適正なコスト收受等転嫁対策の推進及びトラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進

◇適正なコスト收受等転嫁対策

(ア) 改正「標準的運賃」及び「標準運送約款」の周知に係る対応

- 会員事業者に対し、改正の趣旨、内容や届出に係る周知を図り、積極的な活用を促進するための諸対策を展開するとともに、荷主に対し積極的に広報・周知活動を行う。

(イ) 「標準的な運賃」の活用及び原価管理の徹底等による適正なコスト收受等転嫁対策の推進

- ドライバーの労働条件改善を目的とした価格転嫁に向けた荷主交渉を促進するための会員事業者支援を強化する。
- 「標準的な運賃」及び「燃料サーチャージ」のほか、高速道料金や附帯作業料・待機時間料など実費について、事業継続に必要なコストが收受できるよう積極的に広報・周知活動を行う。
- 公正取引委員会の「パートナーシップによる価値創造のための円滑化施策のパッケージ」及び「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、特に労務費やエネルギーコストの上昇分が取引価格に転嫁できるよう、転嫁対策を推進する。
- 標準的な運賃と自社原価の関連を踏まえた交渉方法など、標準的運賃活用セミナーを開催するとともに、運賃交渉相談会の実施、個別事業者に対する経営診断助成を行うなど、適正運賃の收受に向けた支援を行う。

◇荷主対策の深度化対策

(ア) トラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進

- トラック・物流Gメンをはじめ関係行政機関と連携し、事業者には違反行為を強要する荷主情報の収集を図るため、会員事業者、ドライバー等に対し、国土交通省の意見投稿サイトの積極的な周知を行い、ドライバーの労働条件の改善や取引の適正化を図る。
- Gメン調査員による事業者の法令遵守を妨げる違反原因行為に関する荷主

情報の収集及びトラック・物流Gメンへの報告により、法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」などの措置を講じるよう、連携強化を図る。

(3) 燃料高騰対策等の推進及び自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

◇燃料高騰対策

(ア) 燃料高騰対策の推進

○政府与党及び自治体等に対し、燃料高騰に対する支援策の継続について、強力に要請する。

(イ) 燃料サーチャージ導入の促進

○燃料サーチャージについて、事業者が収受できる環境を整備するため、荷主への浸透を図るための施策を展開する。

(ウ) 自家用燃料供給施設整備支援助成事業及び燃料費対策特別融資の実施

○自家用燃料供給施設に対する一部助成を実施する。

○軽油等燃料費対策及び環境・省エネに対する重要性を鑑み、最新の排出ガス規制適合車等の導入に必要な資金融資に対する利子補給を行う。

(エ) 近代化基金融資の推薦及び利子補給事業、信用保証協会保証料助成事業の実施

○物流効率化に資するための施設の整備をはじめ、事業の近代化・合理化のための設備投資に対し、中央近代化基金事業と連携して地方近代化基金による融資の斡旋及び利子補給を行う。

○信用保証協会のセーフティネット保証等の保証を受ける際に支払う保証料の助成を行う。

(オ) 石油製品価格動向調査及び燃料価格等の情報提供の実施

○軽油価格改定の動向について調査・情報収集し、会員事業者に対する情報提供に努める。

(カ) アイドリングストップの徹底

○燃料高騰対策、CO₂削減の一環として、ドライバーに対し、駐停車時のアイドリングストップの徹底を図る。

◇税制対策

(ア) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

○自動車関係諸税の簡素化及び軽減に向けて、全ト協及び都道府県ト協と連携を図り、要望・陳情活動を展開する。

○事業用トラックに対する新たな負担増の議論が生じた場合、これを阻止するべく、要望・陳情活動を展開する。特に、走行距離課税の導入については断固反対する。

(イ) 軽油引取税の旧暫定税率の廃止等税負担の軽減

○軽油引取税は、一般財源化により本来国民が公平に負担すべきであるにも

かわらず、「当分の間税率」と名前を変えてトラック運送事業者が負担を強いられており、税負担の公平の原則に著しく反していることから、軽油引取税の旧暫定税率の廃止に向けて、要望・陳情活動を展開する。

(4) 多様な施策による良質な人材確保対策の推進

(ア) 若年層、女性及び高齢者の採用等を含めた人材確保及び育成教育・定着対策の推進

- トラック業界の労働力を確保し、定着を図るために、若年層、女性及び高齢者の採用を含めた活動、採用後の労務管理・育成教育等のマニュアルや人材確保セミナーを通じ会員事業者への支援を図るとともに関係機関と連携して労働力確保に係る対外的な広報活動並びに積極的なPR方策を展開する。
- 走行中の携帯電話の使用やあおり運転等、ドライバーの運転マナーについて、啓発に努める。
- 19歳で大型免許取得可能となる「特例教習」の受講、準中型免許取得及び5トン限定準中型免許等限定解除、大型・中型免許等の取得費用に対する支援を行い、若年ドライバーの確保を図る。

(イ) 高校新卒者等の採用促進のためのインターンシップ活用の周知

- インターンシップ登録サイトの活用とインターンシップ実施事業者への支援を図るとともに、高等学校等への周知活動を行い、高校生等若年層に対する業界への採用促進を図る。
- 地域のハローワークと連携し、求人中の会員事業者と求職者のマッチング機会の提供を通じ、会員事業者の人材確保支援を図る。

(ウ) 特定技能制度による外国人ドライバーの円滑な受入れに向けた対応

- 特定技能制度による外国人ドライバーの円滑な受入れが行なわれるよう、関係機関等と連携を図りながら対応するとともに、全ト協がHPに公開する技能試験への対応や就労後に交通法規などが学習できる外国人向けテキストの活用など、会員事業者への支援を行う。
- 外国人が母国で取得した運転免許を特定活動期間中に円滑に切り替えできるよう、指定自動車教習所等が実施する講習の受講に対する費用助成を行う。

(エ) ドライバーの社会的評価の向上に向けた対応

- 荷主や一般消費者からのドライバーに対する暴言や、契約にない過剰な要求を行ったり、業務に対して不当な言いがかりや悪質なクレームをつけたりするカスタマーハラスメントに対して、全ト協が作成するカスハラ被害防止のための業界独自のマニュアルの配布を行う。
- 一般消費者や荷主に対して、ドライバーの社会的評価の向上に向けた必要な情報発信を行い、カスハラ撲滅を図る。

(オ) ゴミのポイ捨て根絶

- いわゆる黄金のペットボトル等ゴミのポイ捨て問題について、ドライバーのマナーの教育を徹底するとともに、啓発ツール等の配布により、その根絶を図る。

(カ) 事業後継者等の育成

- 事業後継者並びに青年経営者を育成するため、青年部会において実践に即した研修事業を実施する他、業界等の青年組織との交流や社会貢献活動に取り組むための支援を行う。
- 将来のトラック業界を担う優秀な管理者を育成するため、中小企業大学校等への講座受講の促進・助成を行う。
- 事業継承の方法や好事例をまとめた冊子を活用し、事業後継者の確保・育成に悩む会員事業者への支援を行う。

(キ) 運転者職場環境良好度認証制度の促進

- 人材確保に向けた職場環境改善を促進するため、「運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証）」取得の助成を行う。

(5) 交通・労災事故の防止及び環境・SDGs対策の推進

◇交通事故防止対策

(ア) 事業用トラックによる交通事故防止対策の推進

- 定時総会、事故防止大会等における交通安全決議等により、交通安全に対する意識の定着を図る。
- 「トラック事業における総合安全プラン2025」の目標達成に向けて、全ト協と連携し、事故分析結果に基づくより実効性の高い各種セミナーを通じた事故防止対策の推進を図る。
- トラック業界が全国統一で設定した事故0（ゼロ）の日などにより、交通事故防止意識の醸成に努める。
- 県内の事業用トラックによる死傷事故・危険箇所の交通事故実態等を把握し、ホームページに公開するなどして事故防止を図る。
- 事業用自動車の運転者に対する指導及び監督の指針に基づいて、ドライバー教育テキストを活用した初任運転者等に対する教育指導体制の強化等により、交通事故防止の実効性向上を図るとともに e ラーニングの活用を推進する。
- 運行管理者及びドライバー等の安全教育訓練実施への助成及び運転者の適性診断（一般・初任・適齢）、運転記録証明の助成を行う。

(イ) 飲酒運転の根絶に向けた取組みの強化

- 運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底するとともに、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、飲酒運転根絶の意識向上を図る。

(ウ) ドライバーコンテスト等の実施

- 安全意識の高揚や運転技能の向上を図るため、ドライバーコンテスト及びSDラリーコンテスト（無事故無違反100日運動）を実施するほか、全国トラックドライバーコンテストの競技ポイント解説動画等により、会員事業者にも所属するドライバーの参加意欲向上を図る。

(エ) 追突事故及び交差点、高速道路における事故防止対策

- 交通事故の実態に即した事故防止セミナー等を通じ、交通事故防止意識の向上を図る。

(オ) 安全対策機器等の普及促進

- 先進安全自動車（ASV）の普及拡大を図るため、ドライブレコーダーをはじめとした、車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器の導入に係る助成を行い、積極的な普及を促進する。
また、使用過程車に後付可能なAIを備えた安全装置の市場開発状況等について情報収集に努める。

(カ) 「運輸安全マネジメント」の普及拡大

- 運輸安全マネジメントについて、一層の定着と取組みの深度化、高度化を図るための普及・啓発活動を推進するとともに運輸安全マネジメント講習（ガイドラインセミナー・リスク管理セミナー・内部監査セミナー）の助成を行う。

(キ) 駐車問題見直しへの対応

- 貨物集配中の事業用トラックに係る駐車規制の見直しが継続的に実施されることを受け、引き続き諸課題について情報収集に努め、必要に応じ、改善に向けた関係機関への働きかけを行う。

(ク) 降雪期における安全運行の推進

- 降雪期における安全運行の徹底を図るため、安全運転指導及び啓発活動を実施するほか、道路除排雪、凍結対策及び無装備車両（冬用タイヤ、チェーンの装着）の乗入れに対する指導強化について道路管理者等に要望活動を行う。また、荷主団体等に対して異常気象時下における輸送に関する協力を求める。

(ケ) 車輪脱落事故防止対策への対応

- 「車輪脱落事故防止キャンペーン」などを通じ、車輪脱落事故防止対策の徹底を図る。特に、車輪脱落事故防止のための増し締め徹底を期すため、トルクレンチを有していない事業所の保有促進と導入のための助成を行う。

◇労働対策

(ア) 過労死等防止対策の推進

- 「過労死等防止計画」の具体的な行動計画に基づき、関係者が一丸となって過労死等防止対策を推進する。

- セミナーや啓発資料等を通じ、過労死等防止に向けた意識の高揚を図るとともに、過労死等防止対策の普及促進を図る。
- (イ) 健康状態に起因する事故及び健康増進・メンタルヘルス対策の推進
 - 「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」等を活用したセミナーやドライバーの生活習慣病対策（食生活、運動、飲酒、喫煙等）を通じて、健康増進と健康起因事故防止に努める。また、メンタルヘルスに関する対応強化について啓発を図る。
 - 中小トラック運送事業者のための健康管理システム（運輸ヘルスケアナビシステム）の導入・活用を推進する。
 - 脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、業務前点呼に活用できる高機能な血圧計の導入に対する助成を行うとともに、二次健康診断の受診勧奨を推進する。
 - 定期健康診断の受診に対する助成のほか、ドライバーが疾病により運転を継続できなくなる事案の中で最も多い、脳血管疾患について早期発見、早期治療を図るために実施する脳健診（脳ドック・脳MRI）の受診に対する助成を行う。
- (ウ) 睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策の推進
 - ドライバーの睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査に対する助成を行う。
- (エ) 労働災害防止の推進
 - 陸運労災防止協会と連携し、第14次労働災害防止計画（2023～2027）を踏まえた労災事故防止対策に取り組む。
 - 安全衛生管理の徹底と荷役作業の安全対策ガイドラインの周知徹底を図る。また、荷主団体等に対してドライバー等の荷役作業時における労災事故防止対策及び輸送の安全の確保が困難な状況下での輸送依頼の抑制に関する協力を求める。

◇環境・SDGs対策

- (ア) 「環境ビジョン2030」の推進
 - 環境基本行動計画「環境ビジョン2030」を踏まえ、次世代自動車の導入、輸送の効率化の推進、アイドリングストップの徹底等脱炭素化に向けた環境啓発活動を推進する。
 - 「環境ビジョン2030」のメイン目標達成に向け、普及啓発の推進、行動月間の設定などにより、CO2排出量簡易算定ツールの活用促進を図る。
- (イ) SDGs（持続可能な開発目標）への対応
 - 「環境ビジョン2030」の行動メニューとSDGsの関連性の理解促進を図りつつSDGs達成に向けた取組みを推進する。
 - 環境と安全に配慮したエコドライブを推進するため、年間を通じて「エコドライブ推進運動」を展開し、「エコドライブ推進事業所認定事業」を実施する。

- 安全意識と省エネ運転技能向上を図るため実践的な省エネ走行研修を実施する。
- (ウ) エコドライブの徹底に向けたEMS機器等、アイドリングストップ支援機器及びエコタイヤ等の普及促進
 - 燃料消費量の削減効果が高いデジタル式運行記録計などEMS機器等の導入に対する助成を行う。
 - アイドリングストップ支援機器（エアヒータ、車載バッテリー式冷房装置等）導入助成事業を促進する。
 - エコタイヤ・再生タイヤの導入促進を図るため助成を行う。
- (エ) GXの実現に向けた環境対応車の普及促進
 - 2050年カーボンニュートラルを見据えたGXの実現に向け、環境対応車である天然ガス、ハイブリッド並びに電気トラック、燃料電池トラックの導入を促進するための助成事業を行う。
 - NO_x・PM等の排出ガスを削減するため、ポスト新長期規制等適合車への代替に対して、近代化基金融資による融資の利子補給を行う。

(6) 高速道路通行料金の割引の拡充及び使いやすい道路の実現に向けた諸対策の推進

- (ア) 大口・多頻度割引の実質50%の割引への拡充・恒久化
 - 高速道路の利用は、ドライバーの拘束時間短縮等働き方改革の実現に向けて不可欠なものであるため、大口・多頻度割引の実質50%割引への拡充・恒久化について、全ト協及び都道府県ト協と連携を図り、政府・与党に対する要望活動を展開する。
 - NEXCOが管理する一般有料道路は、一部を除き大口・多頻度割引の対象となっていないため、全ての一般有料道路を大口・多頻度割引に含めるよう、県選出与党国会議員等に対し要望活動を展開する。
- (イ) 高速道路料金等の更なる割引等の拡充
 - より一層の利用者重視の観点から、料金水準の引き下げについて要望を行い、輸送効率の改善及び一般道の交通安全・環境面の維持を図るとともに、一般道や混雑する高速道路から、通行量の少ない高速道路への転換促進を図るための料金・割引制度が設けられるよう要望活動を行う。
 - 令和7年7月から実施予定の見直し後の深夜割引制度について、その影響調査を行い、必要に応じて要望活動を展開する。
- (ウ) 高速道路等における安全対策及び渋滞対策の推進
 - 輸送時間の短縮、定時性の確保、物流効率化による経済活動の活性化等高速道路の持つ効果が最大限発揮されるよう、一般道路と連携した全国道路ネットワークの積極的な整備の推進やミッシングリンク解消のほか、暫定2車線の4車線化など安全対策及び渋滞対策の推進に向けて、要望活動を行う。

(エ) 「重要物流道路」の追加指定や機能強化の推進

- 大型トラックが特殊車両通行許可不要でスムーズに走行できる環境の実現に向けて重要物流道路の追加指定及び指定された区間の道路整備が早期完成・供用されるよう、全ト協や石川県と連携し、適宜要望を行う。

(オ) S A・P A、道の駅における駐車スペースや休憩・休息施設の整備・拡充

- 労働関係法令の遵守及び労働環境改善のために必要な施設として、高速道路のS A・P A、道の駅における大型及び特大車用の駐車マスの幅の拡大や、休憩・休息施設となる建屋内設備の整備・拡充、特にシャワー施設の設置箇所拡大について、積極的な要望を行う。

(カ) 中継物流拠点の整備・拡充等による中継輸送の推進

- ドライバーの長時間労働の抑制等働き方改革の推進のため、中継物流拠点（コネクタエリア）の設置箇所の拡大について、全ト協と連携し、要望を行う。

(キ) 道路通行及び車両に関する制度の簡素化及び規制緩和要望の推進

- 特殊車両通行許可に付される通行時間帯条件の緩和など車両制限令及び道路運送車両法の保安基準、道路交通法施行令について、各種規制の緩和、手続きの簡素化・迅速化等について、全ト協及び都道府県ト協と連携を図り、適宜要望を行う。また、軸重に関する諸課題について、関係機関と連携して適正な改善を図る。
- 特殊車両通行確認制度における、道路関連データのデジタル化の促進や利用しやすい手数料水準について、全ト協と連携し、要望を行う。

(7) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底

(ア) 適正化事業実施機関の事業活動を効果的に推進するため指導体制の強化及び地方評議委員会の適切な運営

- 適正化事業指導員による指導体制の強化を図り、また地方評議委員会の適切な運営に努める。

(イ) 事故防止・安全対策等の指導内容の充実強化及び事業者・運行管理者等に対する指導・啓発の推進

- 巡回指導については、総合評価が低い事業者や法令を遵守しない悪質な事業者など指導の必要性が高い事業者を念頭に優先度に応じた指導内容及び巡回頻度とし、効果的・効率的に推進する。また、関係機関と連携し、速報制度並びに新規参入事業者に対する巡回指導及び乗務時間等告示違反事業所に対する特別巡回指導の的確な対応を図る。
- 悪質性の高い違反項目について、運輸支局等への迅速な情報提供を行う。また、自動車の適正な点検・整備及び不正改造防止に関して国土交通省の運動に呼応し対応する。
- 巡回指導における評価が厳正・公平に行われるよう、巡回指導指針及び巡回

指導マニュアルに基づき、最重点指導項目をはじめとした指導項目について、適切に指導を実施する。また、巡回指導を通じて、時間外労働の上限規制及び改善基準告示の周知を図るとともに貨物運送事業法の遵守の徹底を図る。

○事業者・運行管理者等に対して、法令遵守をはじめとする広報啓発活動を積極的に推進する。

(ウ) 社会保険等の未加入・未納事業者に対する指導、社会保険制度等に関する法的義務の周知徹底、啓発活動の推進

○巡回指導等を通じ社会保険制度等の加入及び保険料の納付について、周知及び法的義務の履行の徹底を図る。

(エ) 適正化事業指導員に係る研修事業の充実並びに資質の向上

○全国研修、小規模グループ研修等の受講により専門的知識の習得や指導能力の向上を図る。

○適正化事業指導員として必要な能力の向上を図るための各種資格の取得を推進する。

○運輸局・運輸支局との連携強化を目的とした官民合同の地方ブロック研修等に参加し、ブロック内における指導内容の均一化を図る。

(オ) Gメン調査員業務の積極的な推進

○巡回指導、電話・訪問調査等により、事業者の法令遵守を妨げる違反原因行為に関する荷主等の情報を積極的に収集し、トラック・物流Gメンに迅速に報告することによって、荷主等への是正・指導に繋げる。

○トラック・物流Gメンと連携し、荷主等に対して違反原因行為の防止・改善について協力を要請する。

(カ) 安全性評価事業(Gマーク制度)の積極的な推進及び内外に対する広報啓発活動の展開

○「貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)」について、引き続き関係行政機関や全ト協と連携し、円滑な推進を図る。

○荷主企業や一般消費者に対するGマーク制度の更なる認知度アップを図るため、引き続きGマークラッピングトラックを走行させるなど、広報啓発活動を積極的に展開する。

○長期間にわたり、安全性優良事業所の認定を受け、安全対策等に顕著な功績が認められる事業所を安全性優良事業所表彰候補として運輸局等に推薦する。

○Gマーク事業所に係る危険運転等悪質違反行為に対する是正指導を行う。

○Gマークステッカーの「有効期限切れ」や「廃車時」の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。

(8) 令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けた取り組み及び大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立

(ア) 令和6年能登半島地震への対応

- 被害を受けた会員事業者の事業再建に向けた特別相談窓口を継続し、事業主等からの相談に応じる。事業基盤等の本格的な復旧・復興に向けてできることはすべて行う。
- 被災地域の経済を支えるトラック運送事業者の雇用維持や事業継続などに関して、全ト協と連携を図り、関係機関や政府・与党に対する要望・陳情活動を必要に応じて適宜行う。
- 石川県等が掲げた能登半島地震からの復旧・復興に向けた取組みにトラック運送業界として積極的に協力する。
- 会員事業者や当協会における震災対応の記憶や体験を風化させないために、全ト協と共同で制作した「令和6年能登半島地震記録誌」を配布する。

(イ) 大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立及び訓練

- 大規模自然災害時における事業用トラックによるライフライン機能維持を確実に果たすため、関係機関や全ト協と連携し、「緊急・救援輸送基本計画」に基づき、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた緊急・救援物資輸送における課題やその対策等を明確化し、万全な体制を確立する。
- 緊急救援物資を的確に輸送できるよう、石川県等が主催する防災訓練に参加する。また、全ト協と緊急通信(衛星電話、テレビ会議システム等)を活用した情報伝達訓練を適宜行う。
- 災害発生後のボランティアによる救援活動等が円滑に行われるよう、石川県等からの資機材等の輸送協力に対応する。

(ウ) 自然災害発生時に備えた災害物流専門家の育成など防災マネジメントの普及拡大

- 会員事業者等を対象とする災害物流専門家研修を開催し、災害物流専門家の育成に努め、自然災害への対応にあたって、参考とすべき考え方をまとめた「運輸防災マネジメント指針」について普及活動を展開するとともに運輸安全マネジメント講習(防災マネジメントセミナー)の助成を行う。

(9) 荷主・消費者等対外広報活動の推進

(ア) 引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービス向上

- 引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)の普及促進を図るため、広報媒体を活用し、業界内だけではなく、消費者に対しても積極的な周知を行う。
- 引越基本講習と引越管理者講習を開催して、標準引越運送約款や関係法令等、引越管理者として必要な知識の周知徹底を図る。
- 引越繁忙期におけるサービスレベルや輸送品質を保持するため、分散引越について、一般消費者や企業・国等に対し幅広い周知活動を推進する。

(イ) 機関誌「トラックのひろば」及びホームページ等による会員向け情報提供と
拡充施策の推進

- 業界及び関係行政機関の活動や事業経営に役立つ情報を提供するため、機関誌「トラックのひろば」を毎月発刊し、会員をはじめ、関係行政機関等に配布する。
- 情報発信の基盤的役割を担うホームページを運営し、常に鮮度の高い情報発信に努める。

(ウ) 10月9日「トラックの日」のキャンペーンによる業界PR対策の推進

- 10月9日「トラックの日」を中心に各種メディアを活用し広報活動を展開する。

(エ) トラック運送業への一層の理解促進に向け、各種広報媒体を活用した積極的なPR対策の推進

- 将来の業界を担う優秀な人材を確保するため、各種コンテンツを活用し、くらしと経済を支えるライフラインであるトラック輸送の役割を周知する。
- 重要な課題・取組み等について、機関誌、ホームページをはじめとして、各種メディアを活用し、積極的に業界の意見公表と周知対策を行う。
- 多様化する情報ニーズに幅広く対応するため、ユーチューブをはじめとしたSNS等の各種デジタル媒体を活用した積極的なPRを推進する。
- 荷主等に対し、燃料価格高騰をはじめトラック運送業界の現状を訴えるところに標準的運賃の収受、適正取引推進等の普及促進に向けて、広告掲載等によるPR活動を展開し、理解と協力を求める。
- 新聞、テレビ等の報道機関による取材に積極的に対応し、業界の現状理解と広報活動に対する協力を求める。

(10) 新技術を活用した物流DX及び効率化の推進

(ア) 新技術を活用した物流効率化の推進

- 2050年のカーボンニュートラルに向けた国の施策や「総合物流施策大綱」の柱のひとつである物流DXについて、課題等の整理を行う。
- IT活用の普及を図るため、先進活用事例等幅広く周知するセミナーを開催し、事業者における人材不足や生産性向上等に資する新技術を活用した業務効率化を推進する。

(イ) 物流DXの取組みの促進

- 令和7年4月から義務化された運送契約の書面の相互交付に対応できるよう、全ト協が作成する書面化アプリケーションをデジタル化が進んでいない会員事業者に無償で提供する。
- 中小トラック事業者における業務の効率化をはじめとする働き方改革に繋がる物流DXを促進するため、効果的な取組み方策及び成功事例の周知、管理システム等の導入支援等を行う。

(ウ) 運行管理の高度化への対応

- I T C（運行管理に活用可能な情報通信技術）を活用した遠隔点呼、自動点呼の普及促進による運行管理の高度化・効率化を図るため自動点呼に係る支援機器及びシステムの導入を支援する。

(11) その他

(ア) 運輸事業振興事業費補助金交付要綱に基づく事業の推進

- 補助金事業を効果的・効率的に活用し、トラック運送事業の適正な運営、健全な発展を促進するほか、トラック会館施設の経年劣化に応じた修繕を行い保全と管理運営に努める。

(イ) 国民保護に関する業務の推進

- 武力攻撃事態等の発生に備えて、地方公共機関としての対策業務が適確かつ迅速にできるよう石川県が主催する図上訓練に参加し、国民保護措置に対する対応能力の向上を図る。

(ウ) 新型インフルエンザの発生に関する業務の推進

- 新型インフルエンザの発生に備えて、地方公共機関としての対策業務が適確かつ迅速にできるよう石川県が主催する訓練に参加するなどして、体制の確立を図る。

(エ) 家畜伝染病の発生に関する協力

- 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の発症が確認され、石川県等からの防疫資材等の輸送協力への対応が行えるよう、体制の確立を図る。

(オ) 事務局組織の強化と支部・委員会・部会組織等の効率的運用

- 事務局体制の強化に努めるほか、業界の諸問題等に迅速かつ適確に対応をするため、支部・委員会・部会組織の効率的な運用を図るとともに、必要に応じて能登半島地震を踏まえた支部組織の再編等を検討する。
- 新規に採用された若手職員に対して、トラック運送業界の基本的な知識の習得や現場研修を通じて職員として必要な知識を身につけるための研修を実施し、能力の向上を図る。

(カ) 業務改革等の推進

- 会員事業者向けの各種助成金制度申請に係る簡略化（申請書類の簡素化）を推進し、会員サービスの向上を図るとともに事務局業務の効率化やセキュリティ対策の強化等を図る。

(キ) 関係機関の受託業務等の推進

- 陸運労災防止協会の業務委託基本協定等に基づいて、労働災害防止に係る事業の推進と支部活動支援の充実を図る。
- 全ト協との業務委託契約等に基づいて、金沢トラックステーションの施設運営及び長距離運行を行う事業用トラックの安全運行の確保等を図る。また、施設内におけるアイドリングストップやごみの不法投棄禁止の徹底を図る

など環境啓発活動を推進する。

- 10月15日に新潟市で開催される第30回全国トラック運送事業者大会（北信越ブロックトラック協会）に係る対応を行う。

(ク) 運行管理者試験の合格率向上

- 会員事業者向けの運行管理者試験受験対策に係る事前講習会を開催し、合格率の向上に努める。

(ケ) 庶務関係事項

- 本会の永年勤続功労者等に対する表彰を行う。